

改 正 案	現 行
<p>第3条第6項関係</p> <p>1 登録免許税の納税地について（登録免許税法第8条第1項関係）</p> <p>(1) 本項の規定による納税義務者が登録免許税を国に納付する際の納税地は次のとおりである。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 沖縄総合事務局長の免許を受けようとする場合は、 「<u>沖縄県浦添市宮城5-6-12 沖縄国税事務所北那覇税務署</u>」</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第4条関係</p> <p>申請に対する処分に係る標準処理期間について</p> <p>法第3条第1項及び第3項に基づく申請に対する処分に係る標準処理期間については、原則として、地方整備局長等に当該申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分の日までの期間を90日とする。</p> <p>なお、適正な申請を前提に定めるものであるから、形式上の要件に適合しない申請の補正に要する期間はこれに含まれない。また、適正な申</p>	<p>第3条第6項関係</p> <p>1 登録免許税の納税地について（登録免許税法第8条第1項関係）</p> <p>(1) 本項の規定による納税義務者が登録免許税を国に納付する際の納税地は次のとおりである。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 沖縄総合事務局長の免許を受けようとする場合は、 「<u>沖縄県那覇市旭町9 沖縄国税事務所那覇税務署</u>」</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>その他</u></p> <p><u>地方整備局長等の免許に係る申請書が、都道府県知事に提出され地方整備局長等あて進達されるまでの間に、当該申請者から取下げの申出があった場合においても、登録免許税の還付又は領収書等の再使用証明のいずれかの処理をするため、申請書及び関係資料は地方整備局長等あて送付することとなり、直ちに当該申請者に申請書は返却されないものである。</u></p> <p>第4条関係</p> <p>申請に対する処分に係る標準処理期間について</p> <p>法第3条第1項及び第3項に基づく申請に対する処分に係る標準処理期間については、原則として、<u>申請の提出先とされている都道府県知事から地方整備局長等に到達するまでの期間を10日とし、</u>地方整備局長等に当該申請が到達した日の翌日から起算して当該申請に対する処分の日までの期間を90日とする。</p> <p>なお、適正な申請を前提に定めるものであるから、形式上の要件に適合しない申請の補正に要する期間はこれに含まれない。また、適正な申</p>

請に対する処理についても、審査のため、相手方に必要な資料の提供等を求める場合にあつては、相手方がその求めに応ずるまでの期間はこれに含まれないこととする。

第 4 条第 2 項第 4 号関係

1～3 (略)

4 「必要と認める書類」について（規則第 1 条の 2 第 3 項関係）

規則第 1 条の 2 第 3 項に規定する「必要と認める書類」は、免許申請者及び政令で定める使用人に係る次の(1)又は(2)とする。

(1)・(2) (略)

第 2 1 条関係

欠格事由に該当することとなった場合における届出について

宅地建物取引業者は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するため、その従業者である宅地建物取引士に対し、いわゆる欠格事由（法第 1 8 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで及び第 1 2 号）に該当することとなった場合における法第 2 1 条第 2 号及び第 3 号の規定による届出義務の履行を徹底するよう指導することとする。

第 7 8 条の 2 関係

1 (略)

2 地方整備局長等による宅地建物取引業者の監督権限の行使について

規則第 3 2 条第 1 項第 1 3 号から第 1 9 号まで及び第 2 7 号に掲げる宅地建物取引業者の監督権限については、原則として主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長等が行うものとするが、免許の取消しに係る権限以外の監督権限については、当該宅地建物取引業者の従たる事務所等を管轄する地方整備局長等も行うことができるものとする。

3 (略)

請に対する処理についても、審査のため、相手方に必要な資料の提供等を求める場合にあつては、相手方がその求めに応ずるまでの期間はこれに含まれないこととする。

第 4 条第 2 項第 4 号関係

1～3 (略)

4 「必要と認める書類」について（規則第 1 条の 2 第 3 項関係）

規則第 1 条の 2 第 3 項に規定する「必要と認める書類」は、次の(1)又は(2)とする。

(1)・(2) (略)

(新設)

第 7 8 条の 2 関係

1 (略)

2 地方整備局長等による宅地建物取引業者の監督権限の行使について

規則第 3 2 条第 1 項第 1 3 号から第 1 9 号まで及び第 2 6 号に掲げる宅地建物取引業者の監督権限については、原則として主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長等が行うものとするが、免許の取消しに係る権限以外の監督権限については、当該宅地建物取引業者の従たる事務所等を管轄する地方整備局長等も行うことができるものとする。

3 (略)